

福島県立高等学校等証明事務手数料徴収事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、福島県証明事務手数料条例（平成23年福島県条例第3号。以下、「条例」という。）の規定に基づき、証明事務手数料（以下「手数料」という。）の徴収等について必要な事項を定めるものとする。

(手数料の徴収)

第2 県立高等学校、県立中学校及び県立特別支援学校の児童又は生徒であった者及びその代理人に対し、当該児童又は生徒であった者の在学時の学業等について証明書を交付する場合に、条例第2条に規定する手数料を徴収するものとする。

(対象となる証明書)

第3 手数料を徴収する証明書は次の各号のとおりとする。

- 一 卒業証明書
- 二 修了証明書
- 三 成績証明書
- 四 調査書
- 五 前各号のほか、教育長が定める証明書

(証明書の交付申請)

第4 証明書の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、証明書交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、在籍していた学校の校長に申請するものとする。

- 2 証明書の交付申請は、原則として申請者が来校して本人であることを証する書面を呈示して行うものとする。
- 3 申請者が来校できないやむを得ない理由がある場合には、申請者の代理人による申請や、郵便等による申請も可能とする。
- 4 代理人による申請をしようとする場合には、証明書交付申請書に申請者の代理人であることを証する書面を添付するものとする。
- 5 郵便等の方法による申請をしようとする場合には、証明書交付申請書に申請者であることを証する書面等の写しを添付するものとする。

(手数料の免除)

第5 条例第5条による手数料の免除は、免除を受けようとする者の申請に基づいて校長が行うものとする。

(手数料の免除申請及び対象者)

第6 条例第5条の規定により手数料を免除する者は次に該当する者とし、証明書交付申

請を提出する際に、証明書事務手数料免除申請書（様式第2号）及び添付書類を提出して行うこととする。

申請により手数料を免除する者	添付書類
生活保護法第6条第1項に規定する被保護者	被保護者であることを証する書類の写し

（委任）

第7 この要領に定めるもののほか、手数料の徴収に関する事務に必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。